

省 令

○農林省令第四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和五十三年二月七日

農林大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第二号中「伊予三島」を「三島川之江」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の植物防疫法施行規則の規定は、昭和五十三年二月一日から適用する。